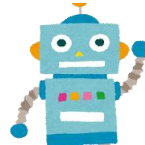


0～2歳クラス 課税世帯向け

## 令和3年度 船橋市認可外保育施設 通園児補助金申請の手引き



### 令和3年度の変更点

申請書への押印と請求書の提出を不要といたしました。各申請書類の記載方法等にご留意ください。

### 事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、認可外保育施設を利用している乳幼児の保護者に補助金を交付します。

### 認可外保育施設とは

保育を行うことを目的とする施設であって、市が認可する施設及び事業以外のもので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により認可外保育施設としての届出がされた施設です。

### 補助対象施設

認可外保育施設として設置の届出がされている施設のうち、以下の場合を除きます。

- \* 船橋市長が認証保育所として認証した施設  
※認証保育所をご利用の方は、様式が異なりますので、「認証保育所通園児補助金申請の手引き」をご覧ください。
- \* 地方裁量型認定こども園
- \* 事業所内保育施設
- \* 企業主導型保育事業の実施施設
- \* 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

### 補助対象者

認可外保育施設を月極契約で利用する、**0歳から2歳の住民税課税世帯**※1の児童を対象とし、他の施設(認可保育所等、認定こども園、企業主導型保育事業の実施施設及び幼稚園)を併用している場合は補助対象外となります。

※1…0歳から2歳の住民税非課税世帯及び3歳から5歳は通園児補助金の対象外となり、施設等利用費(無償化)の対象となります。施設等利用費を請求するためには、居住する自治体において、あらかじめ施設等利用給付第2号・第3号認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。

#### 【問い合わせ先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
船橋市 子育て支援部 保育認定課  
047-436-2328

## 補助の要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

	保護者 ※	通園児
1	施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。	
2	住民税課税世帯である。	0歳～2歳クラス在籍である。
3	保護者それぞれについて、以下の理由で保育を必要としている ①就労（月64時間以上労働することを常態としている） 注）育児休業及び育児休業に準ずるものとして市長が認める休業明けの場合は復帰日より補助対象月が異なります a. 月の1～15日に復帰する方は前月の1日から b. 月の16～31日に復帰する方は当月の1日から ②出産（出産月の前2か月（多胎妊娠の場合は出産月の前4か月）から、出産後56日目を迎えた月の末日まで） ③疾病、負傷、障害 ④同居の親族を常時介護又は看護している ⑤災害復旧 ⑥求職活動中（求職活動開始日から起算して90日目を迎える月の末日まで） ⑦就学（学校教育法に規定する学校に通学、または職業訓練校での訓練） ⑧下のお子さんの育児休業中または育児休業に準ずるものとして市長が認める休業中	認可外保育施設と月64時間以上通園する契約を行っている  例）月曜日から金曜日の週5日、午前9時から午後5時で通園する契約をしている場合（1日8時間×月20日）、1月の通園時間は64時間以上となるため、補助の対象となります。

※保護者とは、「同居している父、母」又は「内縁の夫、妻」等通園児を現に監護する方をいいます。  
なお、認可外保育施設の利用月ごとの世帯状況で判断します。

## 補助金額について

保護者が負担した利用料で月額30,000円が上限となります。

利用料月額には日用品等の購入費、行事への参加費、食事の提供費、送迎費等は含みません。

## 申請について

必要書類を揃え、保育認定課まで郵送でご提出ください。直接市役所3階保育認定課窓口でご提出いただくことも可能です。

出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター（フェイス）では申請できませんのでご注意ください。

なお、申請書類等に不備があった場合は一度申請書類を返却しますので、揃えたうえで再度提出してください。また、提出書類の内容等に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくこととなります。

## 申請書類について

### ○ 毎回必要なもの

①認可外保育施設通園児補助金交付申請書（第1号様式）	児童の世帯員については、保護者及び兄弟姉妹のみ記入してください。
②領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（第2号様式）等の施設が証明したもの	認可外保育施設にて記入していただく書類です。

### ○ 年度の初回申請時に必要なもの

③交付要件確認（保護者）のための書類          該当項目がない場合は、保育認定課までお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労：就労証明書（保育認定課専用の様式） <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先で記入してもらい、年度最初の申請時に原本を提出してください。（該当年度4月1日以降の証明日）</li> <li>・自営業の場合、直近の確定申告書、個人事業の開業届出書、商業・法人登記履歴事項全部証明書等、事業実績が確認できる書類を添付してください。<u>準備する書類について、事前に保育認定課までご相談ください。</u></li> <li>・ただし、船橋市が課税する個人住民税の情報で、令和2年中の収入を「営業等」又は「農業」区分で申告されている場合は、自営業の証明書類の提出を省略できます。</li> </ul> </li> <li>●出産：母子手帳の写し（出産（分娩予定）日及び母親の氏名が確認できるページ）</li> <li>●疾病・負傷・障害、介護・看護：主治医の意見書（様式は保育認定課にあります）、障害者手帳の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>※身体1～2級、精神1級、療育手帳所持者は、手帳の写しのみ</li> <li>※介護・看護の場合は上記に加えて状況説明書も必須。</li> </ul> </li> <li>●求職活動中：求職に関する申告書（様式は保育認定課にあります）</li> <li>●就学：在学証明書及びカリキュラム（時間割等）</li> <li>●育児休業、育児休業に準ずるものとして市長が認める休業：育児休業等休業期間が記載された就労証明書等</li> </ul>
--	---

### ○ 該当する場合のみ必要なもの

④委任状	申請者名と振り込み指定の口座名義人が異なる場合、年度の初回申請時に必要となります。なお、押印が必須となります。
⑤市区町村民税(非)課税証明書 ※海外に在住であった場合、お問い合わせください。	<p>(1) 令和3年4月～8月分をご申請する場合 令和2年1月1日時点で市外に住んでいた場合、令和2年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和2年度)市区町村民税(非)課税証明書。</p> <p>(2) 令和3年9月～令和4年3月分をご申請する場合 令和3年1月1日時点で市外に住んでいた場合、令和3年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和3年度)市区町村民税(非)課税証明書。</p>
⑥海外での収入証明もしくは課税証明書(海外)	非課税世帯かつ該当年度に海外収入があった場合、必要書類についてお問い合わせください。

#### 【記入上の注意】

- ・消えるボールペン・修正テープ等は使用しないでください。（黒のボールペンをご使用ください。）
- ・訂正がある場合は、二重線で消し、その線に重なるように訂正印を押してください。訂正印を使用する場合は申請者氏名の右側にも押印ください。使用する印鑑は全て同一のものをご使用ください。金額の記入については訂正印も不可とします。

## 申請期間・振込時期について

(令和3年度)

	通園月	申請期間	振込予定月
第1期	4月～ 6月	7月 1日～ 7月30日	8月下旬～ 9月下旬
第2期	7月～ 9月	10月 1日～10月29日	11月下旬～12月下旬
第3期	10月～12月	1月 4日～ 1月31日	2月下旬～ 3月下旬
第4期	1月～ 3月	3月22日～ <u>4月11日</u>	4月下旬～ 5月下旬

- 令和3年度の最終申請締め切りは令和4年4月11日(月)(郵便の場合は当日消印有効)です。
- 第1期～3期分の申請について、各期の申請期間を過ぎた場合でも令和4年4月11日(月)まで交付申請が可能です。その場合は、認可外保育施設通園児補助金交付申請書(第1号様式)を1枚にまとめてご記入ください。
- 会計処理の関係上、最終申請締め切り後には交付申請できません。第4期は申請期間が短いので十分ご注意ください。

## 書類の配布場所

保育認定課(市役所3階)で配布しております。市ホームページからもダウンロードできます。

## 認可外保育施設通園児補助金のフローチャート

